

本投資法人投資口の上場廃止にあたり、よくいただくご質問 (FAQ)

Q1 : 現在保有している投資口の扱いはどうなるのですか。

A : 本投資法人の投資口の上場廃止時点（2021年11月9日）における投資主の皆様には、1口当たり22,750円の金銭をお受け取りいただきます。なお、お受け取りの手続きの詳細につきましては、2021年12月から2022年1月頃に、書面によりお知らせいたします。

Q2 : 今の段階で、何か手続きを行う必要はありますか。

A : 現時点で必要な手続きはございません。2021年12月から2022年1月頃に、本投資法人の投資主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行より書面によるご案内をお送りする予定ですので、そちらをご覧ください。

Q3 : スケジュールはどうなりますか。

A : 2021年11月8日（月） 本投資法人投資口の売買最終日
2021年11月9日（火） 本投資法人投資口の上場廃止日
2021年11月12日（金） 本投資口併合の効力発生日
2021年12月～2022年1月頃 金銭交付

Q4 : 投資口併合後の金銭の受け取り手続きはどのようなものですか。

A : 金銭のお受け取りの方法は、各投資主様宛に2021年12月から2022年1月頃三菱UFJ信託銀行より送付させていただき封書に同封されている交付金銭領収証をゆうちょ銀行もしくは郵便局にお持ちいただき換金していただくこととなります（ただし、本投資法人の分配金の受け取り方法としては①株式数比例配分方式、②登録配当金受領口座方式、③単純取次ぎ方式、④配当金領収証方式の4種類がありますが、②及び③を選択されている投資主様については、登録されている銀行口座（ゆうちょ銀行を含みます。）に振り込まれます。）。なお、金銭のお受け取りにあたって、手数料等の費用は発生いたしません。また、お受け取りいただく金銭については源泉徴収されておりませんので、書面に記載のご注意事項のご確認をお願いいたします。

Q5 : 売却代金にかかる税金はどうなるのですか。

A : 非上場株式の譲渡所得として原則として申告分離課税が適用されます（上場株式との損益通算は原則不可）。なお、特定口座で保有されていた場合であっても、源泉徴収はされません。税金や確定申告については、恐れ入りますが税務署等に直接お問い合わせください。

Q6 : 2021年10月31日を基準日とする分配金の支払いはありますか。

A : 2021年10月8日の臨時投資主総会において、本投資法人の規約変更が決議され、決算期が変更されました。本決算期変更の結果、2021年10月31日を基準日とする分配金の支払いはございませんので、その旨ご了承くださいませようお願いいたします。